日バス協業第３９６号

令和２年１２月２日

各都道府県バス協会　会長　殿

公益社団法人 日本バス協会

会 長 　 三　澤　憲　一

「自家用有償旅客運送の監査方針の細部取扱いについて」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局安全政策課課長、旅客課長及び整備課長より、「自家用有償旅客運送の監査方針の細部取扱いについて」の一部改正について、別紙のとおり通達がありました。

つきましては、貴協会においてその旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

（問合せ先）

業務部 稲田、松浦

電話：03-3216-4014